



うるま市告示第225-2号

うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年11月8日

うるま市長 中村 正人



うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びうるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、うるま市内への移住・定住の促進及び中小企業等における担い手不足の解消に資するため、東京圏からうるま市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内においてうるま市専門人材確保移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 移住者 令和5年11月8日以降に転入（本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。以下同じ。）をした者であって、次のア及びイに該当するものをいう。
 - ア 東京23区内（東京都の特別区の区域をいう。以下同じ。）に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた期間（東京圏に在住し、東京23区内の大学等へ通学した後に当該区域内の企業等に就職した者にあっては、当該大学等に通学した期間を含む。イにおいて同じ。）が転入をする直前の10年間において通算して5年以上である者
 - イ 東京23区内に在住又は東京圏に在住し雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた期間が、転入をする直前において、連続した

1年以上の期間である者。ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入をする直前から3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。

(4) 専門人材 稼ぐ力の向上と地域産業の競争力強化に寄与することができる人材をいう。

(5) マッチングサイト 沖縄県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和5年10月13日制定）に基づき、地域の企業の求人情報を掲載するため、沖縄県が運営するインターネット上の求人特集ページをいう。

(移住支援金の額等)

第3条 移住支援金の額は、移住者が2人以上の世帯に属する場合（次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）にあっては100万円、移住者が単身の世帯の場合にあっては60万円とする。

(1) 移住者を含む2人以上の世帯員が転入をした日前において同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請をした時点において、移住者を含む2人以上の世帯員が同一の世帯に属していること。

(3) 移住者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和5年11月8日以降に転入をしたこと。

(4) 移住支援金の申請した時点において、移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入をした日から起算して1年以内の者であること。

(5) 移住者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 移住支援金の申請をする日の属する年度の4月1日に18歳未満の子が移住者の世帯に属する場合は、前項の額に100万円を加えた額を支給する。

3 この告示による移住支援金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとする。

(交付対象者)

第4条 移住支援金の対象者は、第1号から第4号までのいずれにも該当し、かつ、第5号から第7号までのいずれかに該当する移住者を対象とする。

(1) 次に掲げる移住先に関する要件を全て満たす者

ア 令和5年11月8日以降に本市に転入したこと。

イ 本市において、転入後1年以内に申請すること。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(2) 次に掲げる就職先に関する要件を全て満たす者

- ア 勤務地がうるま市内に所在すること。
- イ 就業先が、沖縄県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人を行う法人であり、かつ、うるま市商工会又は中城湾新港地区協議会に加入している法人であること。
- ウ 当該法人に専門人材として寄与することが見込まれる者
- エ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連續して1か月以上在職していること。
- カ 当該法人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- キ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。

(3) 次に掲げるその他の要件を全て満たす者

- ア うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係がない者
 - イ 日本国籍を有していること又は外国籍であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - ウ その他沖縄県又はうるま市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (4) 転入時に50歳未満である者
- (5) 本市の移住体験ツアー等に参加経験がある者
- (6) 移住希望者として市内に宿泊し、又はうるま市島しょ地域交流施設職員へ相談したことがある者
- (7) 本市にふるさと納税したことがある者

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 写真付き身分証明書等により本人確認ができる書類
- (2) 移住者に該当することを確認するために必要な書類
- (3) 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 移住支援金事業に係る個人情報の取扱い同意書（様式第3号）
- (5) 前条第2号に係る、就業証明書（様式第4号）

- (6) 前条第3号のイに該当することを確認するために必要な書類
- (7) 2人以上の世帯の申請にあっては、第3条第1項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、審査の結果移住支援金の交付が適當でないと認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、移住支援金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、移住支援金を請求しようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第7号）に移住支援金交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 交付決定者は、第6条第1項に規定する交付決定を受けた日から5年を経過する日又は次条に規定する交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及びその他第4条に規定する対象者要件の確認に必要な事項を、毎年5月末日までに、移住支援金現況届（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、その他移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 次のアからウまでのいづれかに該当した場合 全部の取消し
 - ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年経過するまでに本市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

- (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内で本市から転出した場合 一部の取消し
 - (3) 交付決定の際に付した条件に反した場合 全部又は一部の取消し
- 2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定が取り消された交付決定者に、移住支援金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて次に定める額の移住支援金の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、沖縄県及び市が認めた場合はこの限りでない。
- (1) 前項第1号に該当する場合 交付した移住支援金の全額
 - (2) 前項第2号に該当する場合 交付した移住支援金の半額
 - (3) 前項第3号に該当する場合 交付した移住支援金の全額又は半額

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

(表)

年　月　日

うるま市長 様

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第5条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

年　度	年度	名　称	うるま市専門人材確保移住支援金
-----	----	-----	-----------------

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名		年　月　日
住所	〒	電話番号
メールアドレス		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者本人は含めないと。）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数※	人

※申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

要綱第2条第3号の移住者について	A. 満たす	B. 満たさない
様式第2号「移住支援金の交付申請に関する誓約書」について記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第3号「移住支援金事業に係る個	A. 同意する	B. 同意しない

(裏)

人情報の取扱い同意書」に記載された内容について			
申請日から5年以上継続して、うるま市に居住し、かつ勤務する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係		A. 3親等以内の親族に該当する	B. 3親等以内の親族に該当しない
就業先の法人がうるま市商工会又は中城湾新港地区協議会に加入している法人		A. 加入している	B. 加入していない
申請者が50歳未満である		A. 満たす	B. 満たさない

要綱第4条第5号から第7号について	(5) 本市の移住体験ツアー等に参加経験がある者		
	(6) 移住希望者として市内に宿泊し、又はうるま市島しょ地域交流施設職員へ相談したことがある者		
	(7) 本市に2年以上ふるさと納税している者		
	A. 該当する番号を記入してください		B. 該当しない

※各種確認事項のBに○をつけた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区内への在勤・在学履歴

期間	通勤・通学名称	通勤・通学地

様式第2号（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、沖縄県及びうるま市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満にうるま市外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内にうるま市外の市区町村に転出した場合：半額

上記のとおり誓約します。

年 月 日

住所

氏名

様式第3号（第5条関係）

移住支援金事業に係る個人情報の取扱い同意書

沖縄県及びうるま市は、うるま市専門人材確保移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適切に管理し、本事業の実施のために利用する場合があります。

沖縄県及びうるま市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告のために、国、沖縄県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

沖縄県及びうるま市は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の事業所に確認する場合があります。

上記について同意します。

年　　月　　日

住所

氏名

様式第4号（第5条関係）

年　月　日

うるま市長様

所在地 _____
事業者名 _____ 印
代表者名 _____
担当者名 _____

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用
新規雇用	<input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
勤務者と経営を担うものとの関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務でないこと。
専門人材	<input type="checkbox"/> 専門人材として寄与する見込みがある者
加入団体 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> うるま市商工会 <input type="checkbox"/> 中城湾新港地区協議会

うるま市専門人材確保移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を沖縄県及びうるま市に提供することについて勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

印

移住支援金交付決定通知書

うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 円

交付条件

- 1 うるま市は、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満でうるま市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内にうるま市から転出した場合：半額
- 2 うるま市は、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求めることがあり、場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、交付条件1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

うるま市長 印

移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金等の交付については、下記の理由により不交付と決定しましたので、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

不交付決定理由	
---------	--

様式第7号（第7条関係）

年　月　日

うるま市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____

移住支援金交付請求書

移住支援金を請求したいので、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求書を提出します。

年　度	年度	名　称	うるま市専門人材確保移住支援金
交付決定通知額			円
今回交付請求額			円
金融機関名		銀行・金庫・農協	支店
口座の種類		普通・当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			
添付書類	1 移住支援金交付決定通知書（様式第5号）の写し 2 うるま市債権者登録申請書 3 振込口座がわかる通帳の写し		

※口座名義については、必ず請求者と一致すること。

様式第8号（第8条関係）

年　月　日

うるま市長様

交付決定者

住所

氏名

移住支援金現況届

うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり 年4月
1日現在の現況届を提出します。なお、沖縄県及びうるま市が記載内容について調査確認を行
うこととに同意します。

記

年度分

	申請時の内容	確認
住 所		※住民票謄本を添付
就業先		上記の者を 年4月1日現在雇用していることを証明します。 所在地 事業者名 代表者名

備考

※毎年度5月31日までに送付がない場合は、沖縄県及びうるま市は、移住が継続していない
とみなし、就業先へ調査確認を行うこととします。

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

印

移住支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定したうるま市専門人材確保移住支援金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

交付決定取消額

円

交付決定取消理由	
----------	--

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者

様

うるま市長

印

移住支援金返還命令書

うるま市専門人材確保移住支援金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり移住支援金の返還を命ずる。

返還すべき額			
返還期限			
返還を命ずる理由			
返還方法			
年 度	年度	名 称	うるま市専門人材確保移住支援金
支援金の交付決定通知額			
支援金の既交付額		年 月 日交付	円